

事 務 連 絡
令和2年12月15日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等関係機関における保護者の養育を支援することが特に必要と認められる
子ども等の適切な把握について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものです。

今般、子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室より、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども等の適切な把握について」（令和2年12月11日事務連絡）（別添1）を発出し、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども（要保護児童を除く。）とその保護者の把握について、市町村に対し、保育所等の関係機関がそうした状況を把握した場合に、要保護児童対策地域協議会を活用して情報提供が得られるよう連携すべき旨を改めて周知しています。

これまでも、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休園や登園自粛の要請が行われたことを踏まえ、保育所等関係機関において、定期的にその状況の確認を行うよう「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和2年4月24日事務連絡）（別添2）のとおり、依頼してきたところです。

こうした取組を通じて、支援が必要な家庭が適切に把握され、支援に繋がることは重要であり、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加している現下の状況を踏まえ、管内の保育所等に対して本事務連絡の内容を再度周知するとともに、児童福祉主管部局及び要保護児童対策地域協議会の関係機関と緊密に連携して取り組んでいただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内市区町村に

対し、本事務連絡の内容について周知していただくようお願いします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いします。

以上

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年12月11日

各〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる
子ども等の適切な把握について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども（要保護児童を除く。）とその保護者の把握については、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成17年2月25日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、調整機関は、要支援児童とその保護者に関する情報が円滑になされるよう、協議会を活用して市町村の関係部署や関係機関に対して積極的な情報提供を依頼することとされています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、支援対象児童等の定期的な状況把握を行うとともに、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制を強化する「子どもの見守り強化アクションプラン」（令和2年4月27日付厚生労働省子ども家庭局長通知）により、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保することとされています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しているため、上記通知を踏まえ、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども等の把握について、改めて適切に対応して頂きますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室
調整係
TEL：03-5253-1111
（内線 4896、4862）

(参考) 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成 17 年 2 月 25 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

第 6 章 支援対象児童等への対応上の留意事項

2. 要支援児童について

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子ども（要保護児童を除く。）とその保護者は、学校、保育所等の児童福祉施設、医療機関等で把握されることが多いため、調整機関は、要支援児童とその保護者に関する情報提供が円滑になされるよう、地域協議会を活用し、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（雇児総発 1216 第 2 号ほか。以下「情報提供通知」という。）の別表 2 及び 3 を用いて、市町村の関係部署や関係機関に対して積極的な情報提供を依頼する。

また、情報提供通知の別表 2 及び 3 に基づき、関係機関等が要支援児童とその保護者を把握した場合は、市町村の関係部署に情報提供がなされることを踏まえ、調整機関は、以下のとおり対応する。

- ・ 要支援児童とその保護者について、関係機関が情報提供通知の別表 2 及び 3 に掲げた情報を把握した場合は、確実に集約し、情報共有を行う。
- ・ 特定の関係機関が把握している情報だけでは支援の必要性が低いと考えられる場合であっても、他の関係機関が保有する情報を勘案することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合もあるため、必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う子どもかどうかを判断して、地域協議会を積極的に活用し、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。
- ・ なお、関係機関から情報提供に関する説明が保護者等に行われていない場合においては、支援機関が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者等への説明内容や関わる時期等についても、地域協議会を活用しつつ事前に関係機関と協議を行う。

各都道府県
指定都市
中核市

保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局）

御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について

保育所等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について下記のとおりお示ししますので、管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等をお願いいたします。

記

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

以上

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

（放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp